

メールボックスについて

学生と教員との迅速かつ的確なコミュニケーションを図り、農業環境工学科の学生への教育支援、学生生活支援などを行うために、「農業環境工学科メールボックス」が設置されています(学科事務室前を予定)。この、農業環境工学科メールボックスは、教員から学生へのレポートや試験の答案などの返却だけでなく、学生から教員へのレポートの提出などにも活用されています。

学科で決められている「農業環境工学科メールボックス」利用規約と「農業環境工学科メールボックスの貸与に関する申し合わせ」にしたがって、利用してください。

～利用に関する申し合わせ～

- 貸与期間は3年次の年度末まで（3月31日）までです。
- 貸与されたメールボックスは、個人の所有物ではありません。不注意による破損やへこみなどを生じさせないように、丁寧に取り扱いってください。また、貸与期間を過ぎての使用は出来ませんのでご注意ください。
- 施錠の実施は各自で判断し、行ってください（書類の紛失防止のため施錠することを、強くお勧めします）。また、貸与期間を過ぎてもメールボックスが施錠されている場合には、事前に通告することなく錠の切断、また内容物を処分することがあります。
- 貸与されたメールボックスは、教員から返却されたレポートや答案などの書類を受けるものですので、設置目的以外の利用はしないこと（メールボックスはロッカーではありません。私物等の単なる保管場所として利用しないこと）。また、メールボックスに入っている書類は速やかにメールボックスから出して受け取って下さい。書類を入れたまま長期間放置してはいけません。
- 返却は、貸与された状態で返却することを前提とします。名前シール等を剥がし、ボックス内の清掃を必ず行ってください。

「農業環境工学科メールボックス」利用規約

第1条（目的）

「農業環境工学科メールボックス」は、学生と教員との迅速かつ的確なコミュニケーションを図り、農業環境工学科の学生への教育支援、学生生活支援などを行うために設置する。

第2条（管理と貸与）

「農業環境工学科メールボックス」の管理は、農業環境工学科が行う。また、教員や学生へのメールボックスの貸与については農業環境工学科会議で決定する。メールボックスを貸与された者はその利用と管理について、農業環境工学科会議の決定に従う。

第3条（教員への貸与）

貸与された教員は、貸与期間中貸与されたメールボックスの管理を行う。貸与期間が終了した場合、速やかにメールボックスを貸与前の状態にし、農業環境工学科へ返却の旨を申し出る。

第4条（学生への貸与）

貸与された学生は、貸与期間中貸与されたメールボックスの管理を行う。貸与期間が終了した場合、速やかにメールボックスを貸与前の状態にし、農業環境工学科へ返却の旨を申し出る。

平成18年10月24日 施行